

○暴力団員の社会復帰を推進するための矯正施設等との協力実施要領の制定について

(平成13年2月21日例規第7号)

この要領は、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所及び少年院をいい、少年鑑別所を除く。）に入所又は入院中である暴力団員のうち離脱の意志を有する暴力団員の暴力団からの離脱及び暴力団から離脱した者の社会復帰を支援するため、警察、矯正施設及び公益財団法人奈良県暴力団追放県民センター相互の協力の実施について必要な事項を定めたものです。